

## リスク管理すべき物質の対象範囲

### 1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- ポジティブリスト制度の対象となる材質を合成樹脂とすることとした場合、合成樹脂には様々な物質が使用されていることから、モノマー、基ポリマー、添加剤等について、どの範囲までを規制の対象とするか検討が必要となる。
- 諸外国の状況や我が国のこれまでの業界団体の自主基準等を踏まえつつ、リスク管理すべき物質の対象範囲については、今後、更に詳細な検討が必要である。

### 2. 前回の議論

- ポジティブリスト制度において管理する物質を以下のものとする
  - ・ 合成樹脂の基本を成すもの（基ポリマー）
  - ・ 合成樹脂の物理的又は化学的性質を変化させるために最終製品中に残存することを意図して用いられる物質
  - ・ 触媒、重合助剤については、モノマーの重合反応に用いられるが基ポリマーの主体を成さず、最終製品中に残存することを意図するものではないため、ポジティブリストによる管理ではなく、これまでのリスク管理方法により管理する。

#### 【これまでの主な意見（概要）】

- 対象について
  - ・ 触媒、重合助剤等については、ポジティブリストでなくとも管理できると考えられる場合、同リスト管理は行っていない。
  - ・ 食品の接触面に塗布する防曇剤等について、何らかの安全性の確保が必要。
- 色材について
  - ・ 色材は、対象物質に入れる方向性。
  - ・ 色材は、管理対象であるべきだが、業界でまさに取り組んでいる最中のものであり、現在進行形の部分も含んでいるのが現実。今後、3年から5年程度を要すると一般的に考えている。
  - ・ 色材を、今後ポジティブリストの対象にしていくのか、それとも現行の告示に規定された管理が続くのか。

### 3. 本日の検討事項

- 色材について、現行の告示における管理及び国際整合性を踏まえ、現行の告示において規定される着色料に関する管理方法と同等の考え方を維持し、「① 食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料及び ② 溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないよう加工されている場合における着色料」として包括的に管理することについて

(参考：現行の告示における規定)

食品、添加物等の規格基準

第3 器具及び容器包装

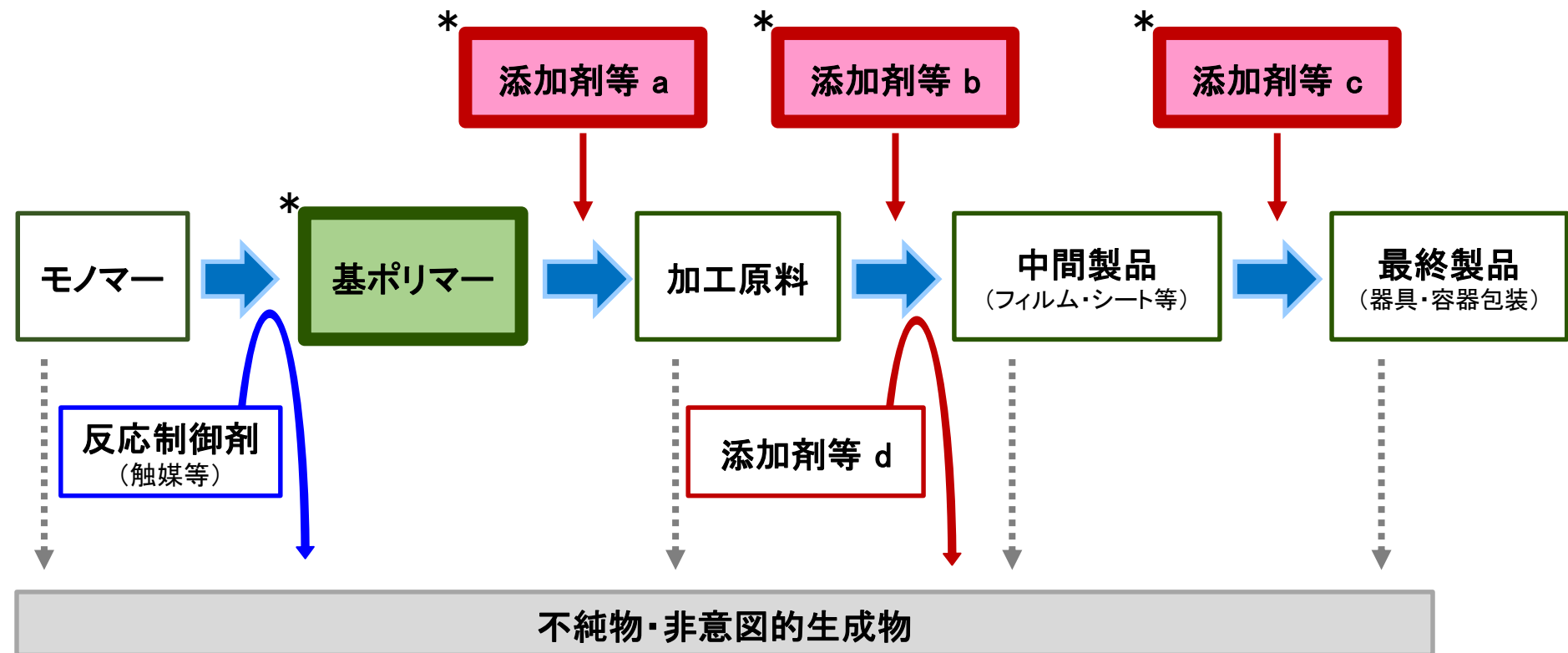
A 器具もしくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

5 器具又は容器包装は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであつてはならない。ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合はこの限りでない。

#### 4. 次回以降引き続き検討する事項

なし

# ポジティブリスト制度において管理する物質



\* ポジティブリスト制度において管理

## ポジティブリストに記載する物質の範囲

- 最終製品に残存することを意図して用いられる物質をポジティブリストで管理(※)。
- 最終製品に残存することを意図しない物質はこれまでのリスク管理方法により管理。

※ なお、着色料は、最終製品に残存することを意図して用いられる物質であるが、これまでのリスク管理方法(指定添加物以外の化学合成着色料は溶出又は浸出して食品に混和しないように加工)により管理し、制度導入時は個別物質としては管理しない。

# 合成樹脂のポジティブリスト対象物質

○:ポジティブリストの対象

	モノマー	ポリマー	触媒、重合助剤等	添加剤*1	色材
米国	*3	○*3	○ (一部の樹脂に限る。)	○	○
EU	○			○*2	
中国	○	○		○	
三衛協	*3	○*3	○*4 (一部の樹脂に限る。)	○	○

\*1:各国・団体の添加剤の定義

米国:食品の製造、充填、包装、輸送及び保存時に意図的に使用される材料の成分となる全ての物質であり、その使用によって食品自体に技術的効用を及ぼすことを意図しないものをいう。

EU:プラスチック加工の間又は最終材料又は製品の中で物理的又は化学的効用を発揮するため、プラスチックに意図的に添加される化学物質をいう。

中国:食品接触材料及び製品の生産プロセスの中で、想定される用途を満足させるため、添加することでその品質、特性の改善を助け、或いは品質、特性の改善を補助する物質をいう;食品接触材料及び製品の生産プロセスにおいて、添加することで生産プロセスを順調に進行させるが、最終製品の品質、特性の改善には係らない加工助剤を含め添加剤と略称する。

ポリオレフィン等衛生協議会:容器包装等としての機能を維持するため若しくは容器包装等を製造するために必要な効用を有するもので、安定剤、界面活性剤、滑剤、充填剤、発泡剤、ポリマー添加材、ラジカル発生剤、色材、その他添加剤に整理される。

塩ビ食品衛生協議会:基ポリマーの加工の過程で加えられるポリマー添加剤、可塑剤、安定剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、界面活性剤、滑剤、着色剤、充填剤、化学発泡剤、その他技術的効用を有する物質をいう。

塩化ビニリデン衛生協議会:合成樹脂の加工、改質及び着色などを目的として加えられる物質。

\*2:触媒、溶剤、着色剤、分子量1,000以上の天然物及び高分子物質はポジティブリストの対象外。

\*3:使用できるモノマーについては、基ポリマーの範囲で規定している。

\*4:使用できる触媒、重合助剤等については、ポリオレフィン等衛生協議会では必要な樹脂について基ポリマーの規格で規定している。

触媒については、塩ビ食品衛生協議会では参考としてリスト化している。